

知多南部広域環境組合のあらまし

(令和7年4月)



知多南部広域環境組合

武豊町字一号地 1 1 番地 3 7

Tel:0569-84-1007 Fax:0569-84-1008

E-mail : nanbukouiki@etude.ocn.ne.jp

<http://www.chitananbukouiki.server-shared.com>

知多南部広域環境組合のあらまし

1 知多南部広域環境組合を構成する市町

市 町 名	所 在 地
半 田 市	半田市東洋町二丁目 1 番地
常 滑 市	常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5
南 知 多 町	知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地
美 浜 町	知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地
武 豊 町	知多郡武豊町字長尾山 2 番地

2 知多南部広域環境組合設置の理由

ごみの排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するに当たっての課題に対応するため、国は各都道府県に対して「ごみ処理広域化計画」の策定を打ち出しました。これを受けた愛知県は、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」（平成 10 年 10 月愛知県環境部廃棄物対策課）を策定し、焼却能力 300 t／日以上全連続炉への集約化を目指して、県内を 13 ブロックに区割りをいたしました。その一つが知多南部地域となっています。

この広域化計画を受けて、知多南部地域の 2 市 3 町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）は、知多南部地域ごみ処理広域化ブロック会議を設置（平成 11 年 10 月）するとともに、広域化を推進するために「知多南部地域ごみ処理広域化計画（平成 13 年度）」を策定いたしました。

その後の経済状況の変化や社会情勢の影響により、廃棄物は質の多様化が進み、適正処理が困難な状況になっている一方で、半田市クリーンセンターとクリーンセンター常武のごみ処理施設の老朽化も進行しており、策定した広域化計画を更に推進していくことが必要になってきました。

このような状況を踏まえ、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」に沿う形で、知多南部地域の 2 市 3 町が共同でごみ処理施設の建設を進めるべく協議、検討を続けた結果、知多南部地域を 1 施設に集約することにより、スケールメリットを生かし、環境への負荷、施設建設及び運営コスト等の縮減が図られることから、循環型社会の形成、周辺環境及び地球環境の保全に配慮した広域的組織である一部事務組合「知多南部広域環境組合」を設置いたしました。

3 ごみ処理広域化事業の経過について

(1) これまでの事業経過

年 度	事 業 経 過
平成9年度	当時の厚生省は、全国自治体のごみ焼却炉からのダイオキシン類の発生を防止するため、低温燃焼を引き起こす炉の起動・停止の反復を避け、連続稼働に必要なごみ量を安定的に確保できるよう処理対象地域を広域化するとともに、再資源化・熱エネルギー利用の推進、スケールメリットによる事業コストの削減なども併せて図るため、各都道府県に対し「ごみ処理広域化計画」の策定を指示した。
平成10年度	愛知県は、「愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定し、処理能力300t／日以上全連続炉への集約を目指し県内市町村を13ブロックに区割りした。そのうちの1つが知多南部地域。
平成11年度	県の計画を受け、「知多南部地域ごみ処理広域化ブロック会議」を設立した。
平成13年度	「知多南部地域ごみ処理広域化計画」を策定した。
平成18年度	知多南部地域の「ごみ処理基本計画」、「広域ごみ処理施設整備基本計画」、「PFI導入可能性調査」を取りまとめるとともに、環境省へ「地域計画」を提出し国庫交付金の対象事業として承認を受けた。
平成19年度	半田市が担当してきたブロック会議事務局に他市町の常勤職員も勤務し、事務局の充実を図った。また、地域内から広域施設の建設候補地をリストアップのうえ選定を行い、最終候補地を半田市クリーンセンター敷地内とすることとした。
平成20年度	建設候補地の隣接地区に向けた住民説明会を開催した。また、広域化にあたっての課題を整理し、その方向性を協議した。
平成21年度	事業主体となる新たな一部事務組合「知多南部広域環境組合」の規約や施設建設に伴う地元対策費の内容について協議、調整を行い、各市町の12月議会において組合設置議案の可決を得たうえで、愛知県知事から「知多南部広域環境組合」設置の許可を受けた。
平成22年度	・知多南部広域環境組合発足 平成22年4月1日 ・ごみ焼却処理方式等(炉方式等)を「ストーカ方式+焼却灰等を民間でリサイクル又は埋立処分」とすることを決定。※① ・ごみ処理施設の建設・運営事業の事業方式をDBO(公設民営)方式とすることを決定。※② ※① ストーカ方式：ストーカ(火格子)の上にごみを供給し、ストーカ下より高温空気を送風し、「乾燥」「主燃焼」「後燃焼」の工程により燃焼処理するもの。(既存の施設で採用している方式と同じ。)全国で最も実績を有している炉方式で、安定稼働が可能。 ※② DBO方式：公設民営方式。公共(組合)が資金調達し、施設の設計、建設、維持管理、運営までを民間業者に包括的に委託する方式。

平成 22 年度	・ ごみ焼却施設整備計画等策定業務 ・ 地質調査、測量調査業務 ・ 環境影響評価調査業務（方法書の作成） ・ 都市計画決定手続
平成 23 年度	・ 環境影響評価調査業務（現地調査） ・ 都市計画決定手続（都市計画案の作成） ・ 施設整備・管理運営事業者発注支援業務（民間事業者選定委員会の設置準備及び事業者選定準備）
平成 24 年度	・ 環境影響評価調査業務（現地調査） ・ 施設整備・管理運営事業者発注支援業務（建設候補地選定準備） ・ 「知多南部地域循環型社会形成推進地域計画 第二期（平成 25 年度～29 年度）」を策定
平成 25 年度	・ 建設予定地選定業務等 ・ 新建設予定地を武豊町字一号地地内に決定 ・ 新建設予定地での住民説明会を開催
平成 26 年度	・ 建設予定地確保 ・ 環境影響評価調査業務（配慮書の作成） ・ 都市計画決定手続（構想段階手続）
平成 27 年度	・ 環境影響評価調査業務（方法書の作成） ・ 都市計画決定手続（構想段階手続） ・ 知多南部広域ごみ処理施設の名称を「知多南部広域環境センター」に決定
平成 28 年度	・ 「ごみ焼却施設の規模を 1 日当たり 283 t、粗大・不燃ごみ処理施設の規模を 5 時間当たり 14 t」とすることを決定 ・ 環境影響評価調査業務（現地調査） ・ ごみ処理基本計画の改訂 ・ ごみ処理施設整備計画の策定 ・ 測量・地質・土壌調査の実施
平成 29 年度	・ ごみ処理施設建設用地取得 ・ 環境影響評価調査業務（準備書の作成） ・ 都市計画決定手続（計画段階手続） ・ 実施方針の策定、特定事業の選定、入札説明書等の作成及び公告の実施 ・ 「知多南部地域循環型社会形成推進地域計画 第三期（平成 30 年度～令和 6 年度）」を策定 ・ 地下水質分析業務の実施

平成 30 年度	・ 環境影響評価調査業務（評価書の作成及び公告縦覧） ・ 都市計画決定手続き（告示） ・ ごみ処理施設建設請負工事及び管理運営業務契約の締結 ・ ごみ処理施設設計施工監理等業務委託 ・ 地下水質分析業務、土壌調査の実施
令和元年度	・ ごみ処理施設建設請負工事 ・ ごみ処理施設設計施工監理等業務委託 ・ 地下水質分析業務 ・ 汚染土壌運搬処分業務
令和 2 年度	・ ごみ処理施設建設請負工事 ・ ごみ処理施設設計施工監理等業務委託 ・ 地下水質分析業務 ・ 愛称募集により施設の愛称を「ゆめくりん」に決定
令和 3 年度	・ ごみ処理施設建設請負工事 ・ ごみ処理施設設計施工監理等業務委託 ・ 地下水質分析業務 ・ 破碎処理済不燃物処分業務委託 ・ 焼却残渣等処分業務委託 ・ 焼却残渣及び不燃残渣運搬業務委託
令和 4 年度	・ ごみ処理施設の供用開始 ・ ごみ中継施設建設工事基本設計業務委託 ・ 地下水質分析業務 ・ 中継施設受付等業務委託
令和 5 年度	・ ごみ中継施設実施設計業務委託 ・ 地下水質分析業務
令和 6 年度	・ ごみ中継施設建設工事 ・ 地下水質分析業務

（２）建設候補地の再検討の経過について

当組合の新ごみ処理施設建設予定地であった半田市クリーンセンター敷地内（最終処分場跡地）の環境影響評価調査の結果、廃棄物層保有水の一部から最終処分場に適用される廃止（排出）基準値を超えるダイオキシン類等が検出されました。

このため、新ごみ処理施設を建設する際、地盤を掘削することにより廃棄物層保有水が地下水等へ浸出することを防止する対策工事が必要であることが分かりました。

この対策工事として鉛直遮水壁工事等を実施するには、多額の費用と時間が必要になります。この結果を受け、当組合を構成する２市３町で再度新たな建設候補地を選定し、半田市クリーンセンター敷地内の建設予定地と費用、スケジュール、リスク等の比較検討を行い、建設予定地を再度選定することとしました。

平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、構成市町から選定された新たな３候補地と半田市クリーンセンターを含めた４か所の比較検討作業の結果、武豊町字一号地地内に新たな広域ごみ処理施設建設予定地として決定しました。